

【2015年度（2015.4.1～2016.3.31）保険のご案内】

JBCFでは、その登録選手へ、

「スポーツ安全保険」と「スポーツ団体傷害保険」との2本立てで傷害保険を掛けます。

補償内容については、2014年度と同等の予定ですので、現時点では下記リンク先をご参照ください。

<http://www.jbcf.or.jp/membership/insurance.html>

http://www.jbcf.or.jp/images/2014/10/jbcf_aramashi_26.pdf

http://www.jbcf.or.jp/images/2014/10/jbcf_dantaihoken.pdf

2015年度の内容については、正式に決定次第、連盟ホームページにて改めてご案内いたします。

重 要

<登録選手が5人未満の場合>

さて、スポーツ安全保険の部分ですが、

2013年度分より、JBCFへの登録選手数が5人未満のチームについては、

「補償対象となる事故の範囲」が、「JBCF主催大会での活動中およびその往復中のみ」

と厳格化されました。

ちなみに5人以上のチームは、チームでの団体活動中（練習中、JBCF主催ではない大会への参加も含む）およびその団体活動への往復中も補償対象です。

この重要部分をチーム員全員にご確認いただいたうえで、チーム登録をなさってください。

また、次ページの「同意書」にチーム代表者が自筆でサイン、押印したうえで、事務局まで、郵送、FAX、メール添付のいずれかにて必ずお送りください。事務局に到着するまでは、ご登録が保留となります。

以上、よろしく願いいたします。

2015年1月5日

一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟 事務局 本部

〒141-0021東京都品川区上大崎3-3-1

自転車総合ビル5階

TEL : 03-5475-8781 FAX : 03-5475-8740

E-mail : touroku@jbcf.or.jp

2015年度保険内容に関する同意書

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟 宛

平成27年 月 日

チーム名： _____

代表者氏名： _____ 印

（チーム名） _____ の代表者およびチーム員は、
それぞれ以下の事項について同意します。

【同意内容】

- 1、チーム員が5人未満のため、JBCFで掛ける保険についての補償内容について一部制限があることに同意いたします。
- 2、「1」の一部制限とは、スポーツ安全保険の部分について「補償対象となる事故の範囲」が、JBCF主催大会での活動中およびその往復中、のみとなることである。

以上